

# 介護保険料が変更に！

65歳以上の方の介護保険料は、住民税の課税状況などに応じて各段階に分けられます。平成24年度の住民税等を基に介護保険料の計算を行い、8月上旬までに決定通知書を郵送します。

今年度は、3年に一度の保険料算定の年度で、保険料の基準額が変更になりました。また、所得段階に新たに第3段階の特例割合が追加され、第6段階と第7段階の境界合計所得金額が200万円から190万円に変更になりました。

## 【保険料の納付方法】

介護保険料を年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から4月・6月・8月に天引きした保険料（仮保険料）を差し引いた金額が、10月・12月・2月に年金から天引きとなります。

また、納付書、口座振替で納めている人は、8月から3月まで8回に分けて納めます。

なお、年間18万円以上の老齢（退職）、障害、遺族年金を受給している人は、年金天引きとなりますが、65歳になった人、福岡県介護保険広域連合外の市町村から転入した人などは、半年から1年後に年金天引きが開始となりますので、それまでは納付書又は口座振替で納付してください。

※口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご活用ください。

## 平成24年度からの介護保険料

所得段階	対象者	計算方法	保険料年額	保険料月額
第1段階	生活保護の受給者 住民税世帯非課税者で、老齢福祉年金の受給者	基準額×0.5	39,536円	3,295円
第2段階	住民税世帯非課税者で、公的年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.5	39,536円	3,295円
特例割合 第3段階	住民税世帯非課税者で、公的年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.7	55,350円	4,613円
第3段階	住民税世帯非課税者で、公的年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	基準額×0.75	59,304円	4,942円
特例割合 第4段階	住民税本人非課税者（世帯の中に住民税課税者がいる）で、公的年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.92	72,746円	6,062円
第4段階	住民税本人非課税者（世帯の中に住民税課税者がいる）で、公的年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	基準額	79,072円	6,589円
第5段階	住民税本人課税者で、合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.18	93,305円	7,775円
第6段階	住民税本人課税者で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.25	98,840円	8,237円
第7段階	住民税本人課税者で、合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	118,608円	9,884円
第8段階	住民税本人課税者で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.75	138,376円	11,531円
第9段階	住民税本人課税者で、合計所得金額が400万円以上の人	基準額×2	158,144円	13,179円

※介護保険料は年額で決定します。月額を年額を12月で割ったものを1円未満で四捨五入しています。